功労会員の推薦に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第2条に規定する功労会員の推薦について定めるものである。

(在会期間)

第2条 在会期間は20年以上とする。

(代議員歴)

第3条 代議員歴(旧評議員歴を含む)は原則として10年以上とする。

(推薦)

第4条 第2条及び第3条に加え、多年にわたり本会に在籍した65歳以上の 会員で本会の運営に多大なる貢献をなした者から推薦する。

(承 認)

第5条 理事長が理事会の議を経て社員総会に推薦し、社員総会で承認する。

(議決権)

第6条 功労会員は、代議員の任を解かれるが、社員総会に出席し意見を述べることができる。但し、議決権はない。

(会 費)

第7条 功労会員は、会費を納めることを要しない。

附則

本内規は、平成3年5月11日より施行する。

附則

本内規は、平成26年11月29日より施行する。

附則

本内規は、令和元年5月18日より施行する。